

銀行口座からの不正な出金にご注意ください！ キャッシュレス決済サービスが悪用されています。

犯罪者が不正に入手した口座情報をもとに、キャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇Pay）のアカウントを開設するとともに、銀行口座と連携させ預金を不正に引き出す事案が多発しています。

この件に関して、金融庁並びに警察庁、消費者庁、（一社）全国銀行協会及び（一社）日本貸金決済業協会の連名による注意喚起が行われています。（10月14日付け）

本事案のほか、身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じて銀行口座から不正に出金される手口（以下「本手口」という）に関して、警察庁は、下記の事項を公式サイトで公開し、注意を促しています。

滋賀県内でも、本手口による被害が確認されていますので、下記の事項を参考に注意をお願いします。

注意や確認のポイント

【各種アカウント情報の管理等の徹底】

- ・ 他のサービス等で使用していない、かつ、推測されにくい十分な強度を有するパスワードを設定してください。
- ・ 2段階認証、2要素認証等の追加的な認証機能があれば、積極的に利用してください。
- ・ 自身のアカウント情報が流出等した疑いが生じた場合には、パスワード（暗証番号を含む）を変更してください。また、業者からの連絡で情報流出の疑いが生じた場合は、正規の業者からの連絡かどうかを慎重に確認してください。なお、警察官が電話等でパスワード（暗証番号）を教えるように求めることはありません。

【便乗詐欺に関する注意】

本手口に乘じて、「あなたも被害に遭っている。口座を停止する必要があるのでキャッシュカードを提出してください」などといった警察官を装う者からの電話が確認されていますので、そのような詐欺や本手口に乘じたその他の犯罪の被害に遭わないよう、注意してください。

【被害に関する相談】

本手口による被害を確認された際には、銀行等の事業者のほか、警察にご相談ください。また、被害口座に係る暗証番号等の情報漏えいなどに心当たりがある場合も警察にご相談ください。

身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金にご注意ください！

犯罪者が、不正に入手したお客さまの口座情報等をもとに、キャッシュレス決済サービス（〇〇ペイ、〇〇Payなど）のアカウントを開設するとともに銀行口座と連携したうえで、預金を不正に引き出す事案が多数発生しています。

！ ご注意いただきたいポイント

- こうした不正出金は、キャッシュレス決済サービスをご利用されていないお客さまのほか、インターネットバンキングを利用されていない方も被害に遭われています。
- ご自身の銀行口座に不審な取引がないか、お取引先の銀行口座のご利用明細（インターネットバンキングの入出金明細や通帳など）を今一度ご確認ください、口座情報の管理にご注意願います。
- 銀行口座に身に覚えのない取引があった場合には、お取引先銀行またはご利用明細に記載されているキャッシュレス決済サービスを提供する事業者にご相談ください。
- 銀行およびキャッシュレス決済サービス事業者は、このような悪意のある第三者による不正な出金による被害について、連携のうえ全額補償を行っています。
- こうした事案に便乗した詐欺にもご注意ください。

●本件についてご質問・ご相談等がある場合、下記の相談窓口までお問い合わせください。

金融庁 金融サービス 利用者相談室	電話番号：0570-016811、受付時間：平日10:00-17:00
警察庁	不正出金の被害が確認された際には、最寄りの警察署等にご相談ください
消費者ホットライン	電話番号：188（お近くの消費生活相談窓口をご覧ください）
全国銀行協会 相談室	電話番号：0570-017109、03-6252-9772 受付日：月～金、9:00～17:00、受付時間：9:00～17:00
日本貸金決済業協会 お客さま相談室	電話番号：03-3556-6261、受付時間：平日10:00～17:00



金融庁、警察庁等の連名リーフレット
※下記 URL からダウンロードできます。

参照：警察庁サイバー犯罪対策プロジェクト「広報・施策」

<https://www.npa.go.jp/cyber/policy/caution201014.html>



【お知らせ】 各種インシデントに備えて、重要データは必ずバックアップをとりましょう。

滋賀県警察本部サイバー犯罪対策課（代表）077-522-1231